

熊本県公報

第 1 2 2 7 3 号
平成 25 年 12 月 10 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新
..... (障がい者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定 (//) 2
- 保安林の指定に関する予定 (//) 2
- 保安林の指定に関する予定 (//) 2
- 保安林の指定に関する予定 (//) 3
- 道路の供用開始 (道路保全課) 3
- 道路の区域変更 (//) 3
- 道路の区域変更 (//) 4
- 道路の区域変更 (//) 4
- 道路の位置の指定 (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 6

告 示

熊本県告示第 1 0 9 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション 阿蘇市黒川 1 1 7 8 番地	平成 2 5 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 9 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町島木字上ノ鶴 7 3 2 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ鶴 7 3 2 番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1098号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町下名連石字南大石尾3553番1、3553番9、3553番11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南大石尾3553番1・3553番9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1099号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町大平字中尾473番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中尾473番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1100号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字福原字北向4915番、4952番から4954番まで、4959番、4960番、4978番、4937番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北向4915番・4937番・4952番・4953番・4959番・4960番・4978番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 1 0 1 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字赤石崎 5 9 2 8 番 2

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 1 0 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市玉名字西原 2 1 6 3 番 2 地先から 同所 2 1 7 0 番 8 地先まで	60.0	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本県告示第 1 1 0 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 3 号	上益城郡御船町大字高木字上 倉津和 5 0 0 5 番地先から 同所 4 9 2 3 番 2 地先まで	前	16.7 ～ 59.5	502.0	活力創 出基盤 交付金 事業
		上益城郡御船町大字高木字上 倉津和 5 0 0 5 番地先から 同所 4 9 2 3 番 2 地先まで	後	16.7 ～ 57.5		

	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 4 9 9 3 番 2 地 先 か ら 同 所 5 0 0 4 番 地 先 ま だ	7.3 ～ 34.7	179.5
	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 5 0 0 5 番 地 先 か ら 上益城郡御船町大字高木字下前田 5 0 9 7 番 3 地 先 ま だ	7.7 ～ 26.2	214.1
	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 5 0 1 3 番 2 地 先 か ら 上益城郡御船町大字高木字下前田 5 0 9 7 番 4 地 先 ま だ	7.2 ～ 18.5	181.8
	上益城郡御船町大字高木字上倉津和 4 9 9 4 番 7 地 先 か ら 同 所 5 0 0 4 番 地 先 ま だ	9.8 ～ 63.2	307.6

2 区域を変更する期日 平成 25 年 12 月 10 日

熊本県告示第 1104 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 12 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町教良木字頭割 4 9 9 3 番 地 先 か ら 上天草市松島町教良木字牧ノ神 5 0 3 0 番 3 地 先 ま だ	前	5.0 ～ 9.8	181.2	単道改
			後	8.2 ～ 15.8	181.0	
		上天草市松島町教良木字持田 5 0 5 8 番 1 地 先 か ら 上天草市松島町教良木字穴スミ 5 1 8 9 番 2 地 先 ま だ	前	4.0 ～ 35.9	1025.2	
			後	10.6 ～ 64.2	981.1	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 12 月 10 日

熊本県告示第 1105 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 12 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字吉尾字堂免 912番1地先から 同所 912番1地先まで	前	8.5 ～ 23.8	162.0	災害防 除
			後	9.0 ～ 27.2		

2 区域を変更する期日 平成25年12月10日

公 告

熊本県公告第654号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県宇土市三拾町201番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字大道513番9
- 4 道路の幅員 4.50メートル
- 5 道路の延長 46.78メートル
- 6 指定年月日 平成25年11月27日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第31号

熊本県公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字大摩原2000番91
2,768.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2268番地103
特定非営利活動法人 ぶどうの木

熊本県公告第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1工区)
合志市須屋字三ツ石1286番1の一部及び同1286番5の一部
561.46平方メートル（全体面積 1,724.20平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2022番地2
有限会社 辻不動産

熊本県公告第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1873番31
379.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市野々島3028番地1
幸恵 功祐

熊本県公告第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字赤松1672番1の一部及び同1672番6の一部
661.19平方メートル
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区小沢町19番地1UCレジデンス小沢町909号
那須 正義
-

熊本県公告第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字高良木468番3
187.37平方メートル
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区流通団地一丁目64番地
株式会社 西本真生堂
-

熊本県公告第660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字高良木468番1
1,206.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇城市豊野町安見4368番地1
平山 正剛